

「徳島県測量、建設コンサルタント業務等入札後審査方式一般競争入札実施要領」新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (入札参加資格)</p> <p>第4条 入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)に関する事項として、次の事項を入札公告及び入札後審査方式一般競争入札の共通事項に記載するものとする。</p> <p>(1) 徳島県一般競争入札参加資格業者名簿(測量・建設コンサルタント等業者)に登載されている者であること。</p> <p>(2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号。以下「入札参加資格停止要綱」という。)に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。</p> <p>(4) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者で、県の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>(6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。</p> <p>(7) 別に定める資格を有する技術者を配置できる者であること。</p> <p><u>(8) 一定の資本関係又は人的関係のある者が、同一の入札に参加していない者であること。</u></p> <p><u>(9) その他業務毎に必要と認める事項</u></p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成19年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年6月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成24年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成25年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成27年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成28年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年2月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年3月8日から施行する。</p> <p><u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略) (入札参加資格)</p> <p>第4条 入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)に関する事項として、次の事項を入札公告及び入札後審査方式一般競争入札の共通事項に記載するものとする。</p> <p>(1) 徳島県一般競争入札参加資格業者名簿(測量・建設コンサルタント等業者)に登載されている者であること。</p> <p>(2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号。以下「入札参加資格停止要綱」という。)に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。</p> <p>(4) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者で、県の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>(6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。</p> <p>(7) 別に定める資格を有する技術者を配置できる者であること。</p> <p>(8) 新設</p> <p><u>(8) その他業務毎に必要と認める事項</u></p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成19年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年6月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成24年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成25年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成27年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成28年5月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年2月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年3月8日から施行する。</p>

